

令和3年度 ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出・設置指導業務 仕様書

1 業務名称

令和3年度 ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出・設置指導業務

2 業務概要

(1)、(2)に示す業務を行う。

(1) 電気柵貸出業務

ヒグマの市街地侵入抑制のため、ヒグマによる農作物の被害を防除する電気柵を、市街地周辺の家庭菜園耕作者等の借受けを希望する者（個人のほか団体を含む。以下、「借受け希望者」という。）に貸し出し、耕作者が電気柵の有効性を体験することにより、貸出期間終了後は自らが電気柵を購入し、設置することを促すために実施するものである。

(2) 電気柵設置指導業務

電気柵は、正しく設置し、適切な維持管理を行わなければ十分な効果が得られないため、本市の「家庭菜園用電気柵購入補助金交付制度」を活用し、電気柵を購入した者に対して、正しい設置方法や適切な維持管理方法に関する指導を行うものである。

(1)、(2)ともに、被害防止の対象動物はヒグマのみとし、過去にヒグマが出没した地域、又は出没が相当程度予想される地域の耕作地のみを対象とする。

3 業務期間

契約の日から令和3年11月30日

(電気柵の貸出・設置指導を行う期間は、令和3年6月1日から令和3年11月1日までとする)

4 基本事項

(1) 体制準備

業務に必要な車両、駐車場、調査記録用機材、貸出機器（電気柵）保管設備を準備するとともに、業務に必要な従事者の体制を整えること。

(2) 業務体制

業務には、ヒグマ被害防止のための電気柵設置作業の知識を有した貸出・設置指導作業員1名、設置状況確認作業員1名が従事できること。また、同時に遂行できるよう2名体制を整えること。

(3) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届

イ 業務履行体制表

- ウ 最大20組の電気柵を屋内保管できる場所を示す書類
- エ 電気柵の貸出場所を設ける旨と貸出場所を示す書類又は配達する旨の申出書

5 業務内容

(1) 電気柵貸出業務

- ア 受託者は、別添「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出要領」を熟読し、円滑な業務を執行すること。
- イ 受託者は、当該業務の期間中、委託者が所有する電気柵(令和3年度は50組)を保管し、本市が適当と認めた借受け希望者に対する電気柵の貸出しと返納受付の業務を行う。保管については、委託者から貸出機器(電気柵)を数回に分けて受け取ることを可能とするが、貸出のため最大20組(概ね7㎡程度)の屋内保管ができること。
- ウ 借受け希望者は借受け希望日の1週間前までに「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出申請書」を委託者に提出し、委託者が審査承認したうえで「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出通知書」により借受け希望者に通知するので、受託者は借受け希望者からこれの提出を受けたうえで貸し出すこと。ただし、現にヒグマによる農作物被害を受けていると確認できた場合や周辺で被害が発生している場合の貸出は、緊急性を考慮し委託者の指示により当日又は翌日に貸し出すことができる。
- エ 電気柵の貸出場所は、札幌市内の、借受け希望者が機材の受領・返納がしやすい場所とし、ヒグマの出没の可能性がある中央区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区に貸出・返却場所を設けるか、又は、借受け希望者に対し直接の配達、引取りを行うこと。
- オ 貸し出す際は、設置方法・使用方法・危険防止・返納方法等について借受け希望者に十分説明することとし、希望があった場合は簡潔な設置指導を行うこと。また、設置方法の問い合わせにも応じること。
- カ 電気柵の貸出期間は、令和3年6月1日から令和3年11月1日までのうち作物が被害を受ける恐れのある連続した期間とする。また、返納時において周辺でヒグマの出没等が発生しており、返納後に耕作者自ら購入して設置することが間に合わない場合等の理由で設置延長の希望がある場合は、新たな借受け希望者がいない場合に限り、貸出期間の範囲内において、委託者が適宜判断し延長等を決定する。
- キ 貸し出した電気柵について、概ね2週間毎に1回点検し、維持管理状況(設置状況(写真)や通電状況等)を報告すること。電気柵の維持管理が適切に行われていない場合は点検を行い、原因が故障以外の場合は耕作者に適正な措置を取るよう伝えること。
- ク 貸出に供する電気柵は、部品の数量や機能を確認して貸し出すこととし、返納

時には破損・紛失の他、機能を確認すると共に、泥などを除去し清潔に保管すること。返却を忘れたと思われる部品等がある場合は、貸出先に確認し返却を求めること。破損・紛失状況と返却状況については、各々の貸出期間終了時に委託者に報告し、必要な部品の補充を受けること。

ケ 貸出を受けた耕作者から、委託者が作成したアンケートを配布・回収し、その結果を集約して報告すること。

(2) 電気柵設置指導業務

ア 受託者は、別添「ヒグマ被害防止家庭用電気柵設置指導要領」を熟読し、円滑な業務を執行すること。

イ 受託者は、当該業務の期間中、本市の「家庭菜園用電気柵購入補助金交付制度」を活用し、電気柵を購入した者（同一世帯の住民を含む。以下「指導対象者」という。）に対して、正しい設置方法や適切な維持管理方法に関する指導を行う。

ウ 設置指導の期間は、令和3年6月1日から令和3年11月1日までとする。

エ 受託者は、指導対象者の連絡を受け、設置指導を行う日程の調整を行う。

オ 日程決定後、受託者は、委託者に設置指導を行う日程を連絡し、委託者から実施の指示を受ける。

カ 設置指導は、委託者が指示する設置場所で、指導対象者に対して直接行うこと。

キ 受託者は、電気柵の設置方法・使用方法・維持管理方法・危険防止等について、指導対象者に対して十分説明することとし、設置や維持管理、撤去の方法等に関する問い合わせにも応じること。

ク 設置指導終了後、電気柵が適切に設置されたこと等を確認のうえ、指導対象者に対して、その者が所有する「家庭用電気柵設置確認書」の確認者記入欄に、必要事項を記入し、交付すること。なお、指導対象者が「家庭用電気柵設置確認書」の持参を失念した場合に備え、常に予備を所持しておくこと。

ケ 受託者は、設置指導を行った電気柵について、概ね3週間後に1回のみ点検し、点検結果を電話等により指導対象者に報告すること。その際、電気柵の維持管理が適切に行われていない場合には、適正な措置を取るよう伝えること。

6 業務区分及び予定数量

業務区分	予定数量	備考
電気柵貸出業務	25	1名に複数セットを貸し出す場合も1件とする。
電気柵設置指導業務	80	

※なお、記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

7 業務対応日及び時間帯

電気柵機材の貸出・返却受付及び設置指導は、原則として令和3年6月1日から令和3年11月1日（土日祝日含む）の午前9時から午後4時までとする。

8 報告

業務終了後に、電気柵の貸出・設置指導状況等を表す報告書及び電子データ（DVD-ROM等）を提出すること。なお、貸出業務において、返納時に欠品があった場合は、その旨も報告書に記載すること。

提出場所 札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階南側)

9 検査

委託者は、本業務の執行状況について随時実地検査を実施することとし、受託者はこれに対応すること。

また、受託者は本業務終了後、業務完了届を提出し、所定の完了検査を受けなければならない。

提出場所 8と同じ

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の体制についてあらかじめ委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、貸出用電気柵の保管について保安上の注意を十分に施すものとし、本業務終了後、貸出対象物品の返納検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、本業務を遂行する上で、耕作者等に対し電気柵の購入を強制してはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議のうえ処理するものとする。
- (5) 本業務の遂行に当たって生じた著作権等は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用又は公表してはならない。
- (6) 受託者は、この業務の遂行のために行う打ち合わせや調査の内容、提供された資料など知り得た一切の事項について、外部に漏洩がないよう厳重に注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外の使用をしないこと。
- (7) 受託者は、別添「個人情報取扱注意事項」を熟読し、個人情報の保護を順守すること。
- (8) 本業務の履行にあたって、問題等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、迅速かつ誠実に対応を行うこと。
- (9) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努

めること。

11 問い合わせ先

環境局環境都市推進部環境共生担当課

札幌市中央区北1条西2丁目

電話：211-2879 担当 熊対策調整担当 鎌田・清尾・佐々木

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出要領

第 1 目的

この「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出要領」(以下、「要領」という。)は、札幌市に居住する一般住民に対し、家庭の作物等がヒグマを誘引することを防止する手法として電気柵が高い有効性を持つことを体験してもらうとともに、ヒグマが侵入しない正しい電気柵の設置方法や適切な管理方法などを普及することにより、ヒグマの市街地侵入抑制策を推進することを目的として、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課(以下「環境共生担当課」という。)が所有する電気柵の貸出しに関する必要な事項を定める。

第 2 貸出の対象

- (1) 貸出しの対象となる加害獣は、ヒグマとする。
- (2) 貸出しの対象となる被害は、作物(農作物として農業生産者又は農業関係団体等が作るものを除く)に係る被害などとする。
- (3) 貸出しの対象者は、ヒグマから被害を受けている者及び被害の対象となることが想定される者(被害者が所属している町内会等の団体、法人を含む。)とする。
ただし、過去に本事業の貸出しを受けた者を除くこととする。
なお、ヒグマの痕跡がある例、ヒグマによる被害が発生している例などのうち、ヒグマの侵入が予測され、特に緊急の設置が必要と環境共生担当課が判断する場合は除外しない。
- (4) 貸出しの対象地域は、ヒグマの市街地侵入抑制に効果がある札幌市内の市街地周辺部とする。
- (5) 設置場所は、ヒグマが出没した場所及びその周辺と、ヒグマの市街地侵入抑制のため特に重要と環境共生担当課が判断した場所とする。

第 3 貸出事業実施期間

- (1) 次号に定める貸出事業開始日から貸出事業終了日までの期間を貸出事業実施期間とする。
- (2) 毎年度の 6 月 1 日を貸出事業開始日、10 月 31 日を貸出事業終了日とする。ただし、6 月 1 日又は 10 月 31 日が日曜日の場合には貸出事業開始日又は貸出事業終了日を翌日に、土曜日の場合には各々を翌々日に延期する。

第 4 貸出の期間

貸出事業実施期間のうち作物が被害を受ける恐れのある連続した期間とする。

第5 貸出の手続き

- (1) 貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、貸出しを希望する日の概ね1週間前までに、第1号様式「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出希望申請書」（以下「申請書」という。）を環境共生担当課に提出するものとする。
- (2) 環境共生担当課は、提出された申請書により、電気柵設置の必要性や効果等を検討し、申請者と電気柵設置に係る調査、設置日等を調整したうえで、適当と認めた場合は、第2号様式「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出通知書」により、貸出の期間、内容等を通知する。
なお、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、本項の通知を省略する。
- (3) 通知を受けた申請者は、環境共生担当課が指定する場所で電気柵を受領し、自らが設置場所まで運搬する。
なお、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、環境共生担当課が運搬する。
- (4) 環境共生担当課は、第3号様式「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出台帳」により、申請者、貸出期間、内容等を管理する。
- (5) 申請者は貸出期間が満了した場合、または電気柵の設置が不要となった場合は、速やかに環境共生担当課が指定した場所に貸出しを受けた機材を返却するものとする。

第6 貸出期間の延長

- (1) 申請者が貸出期間の延長を希望する場合は、環境共生担当課に延長する理由及び期間を連絡するものとする。
- (2) 環境共生担当課は、貸出期間の延長の連絡を受け、その延長を希望する理由が妥当と認められる場合は、貸出事業実施期間の範囲で、貸出の期間の延長を認めるものとする。

第7 電気柵の設置、管理等

- (1) 電気柵の設置は、別記「ヒグマ被害防止用電気柵の取扱い方」に基づき、申請者が行うものとする。
ただし、設置方法の助言、指導や作業の補助は、環境共生担当課または環境共生担当課が指定した技術者が行うことができるものとする。
また、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、環境共生担当課が設置する。
- (2) 電気柵の管理（漏電防止のための草刈り、バッテリーの充電及び乾電池の交換など）については、申請者が環境共生担当課の指示に従って行うものとする。
なお、申請者が、電気柵の機材に、今後の使用が困難となる重大な損傷等を与えた場合は、速やかに環境共生担当課に報告するものとし、その修繕等の費用の負担、貸出し継続の可否などについては、その都度、環境共生担当課と申請者との協議により決定する。
- (3) 環境共生担当課は、設置した電気柵の状況、効果等を申請者に照会することができるものとする。

第8 経費の負担

電気柵の機材は、無償で貸与する。

ただし、電気柵のバッテリーの充電に係る電気料金、乾電池の購入費用などの電気柵の維持管理に係る費用は、申請者が負担するものとする。

第9 その他の留意事項(安全配慮等)

申請者は、電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をするなど、貸出した機材を適正に使用し、事故が生じないよう安全に十分配慮すること。

附則

この要領は、平成29年4月12日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月3日から施行する。

この要領は、令和2年5月27日から施行する。

ヒグマ被害防止用電気柵の取扱い方

1 基本事項

- (1) 電気柵の設置、メンテナンス及び撤去は、申請者自身で行う。
- (2) 電気柵の貸出時と返却時で、機材に不足がないかどうか確認する。

2 ポールの設置

長いポール（黒）は各コーナーと出入口に、短いポール（白）は長いポールの間の支えとして使用する。

- (1) ワイヤーと草が接触すると漏電して効果が弱くなるため、予め周辺の草を短く刈っておく。
- (2) 電気柵の出入口を1か所決めて、長いポール2本（幅1.2m程度）を立て、残りの長いポールは各コーナー部分に立てる。
- (3) 短いポールは、長いポールの間に、ゴムハンマーなどを使って概ね4mごとに打ち込み、各ポールにクリップを4個ずつ差し込む。この時、最下段のクリップは地面から20cm程度とし、それぞれのクリップの間隔を20cmごとに揃える。

3 ワイヤーの設置

- (1) 出入口となる長いポールの最下段のクリップに固結びさせた状態から、各ポールの最下段のクリップを通して架線する。
- (2) 出入口となる長いポールのもう一方まで到達したら、ゲートの幅プラス30cm程度の長さでワイヤーをカットし、ゲートハンドルのバネ部分にワイヤーを固結びする。
- (3) 残り3段のワイヤーも同様に架線する。
- (4) 各段のワイヤー数箇所（少なくとも長いポール間で一箇所ずつ）を、縦に結んで連結する。

4 パワーユニット・アース・危険表示板の取付

- (1) 電池を入れたパワーユニットを、最上段のワイヤーにぶら下げる。
- (2) 赤色の線をワイヤーに、緑色の線をアース棒につなぐ。
- (3) アース棒は、埋め込むほど効果が上がるため、可能な限り深くまで埋め込む。
- (4) ワイヤーに、危険表示板のプラスチック看板を取り付ける。
- (5) パワーユニットのスイッチを入れる。

5 安全対策

- (1) 家庭用電源のコンセントからそのまま通電しない。
- (2) ペースメーカーや除細動器を装着している人は、直接触れない。
- (3) 雷発生時はワイヤーに高圧電気が溜まっていることがあるため、電気柵に近づかない。
- (4) 農作業のため畑の中に入る時は、パワーユニットの電源を切る。

6 メンテナンス

- (1) 電圧は定期的に電圧測定器で確認し、6000V以上を保つ。
- (2) 漏電防止のため、ワイヤーと草が接触しないように定期的に草刈りを行う。

貸出番号：

様式 1

ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出希望申請書

申込日		令和 年 月 日	
フリガナ		生年 月 日	昭和 平成 年 月 日生
申込者氏名	㊟		
住 所	〒 ー 札幌市 電話() ー		
設置場所住所	裏面の平面図のとおり (注…ヒグマの被害に遭った場所やその近くに限りませ)		
貸出期間	令和 年 月 日から 月 日まで (使用開始の1週間前までに申込) (最長 10月31日まで)		
申請理由	<input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあったため <input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあう可能性が高い <input type="checkbox"/>		

申込者了解事項 (確認しましたら □欄に ✓ を記入してください。)	
貸出期間が終了した場合、または途中で不要になった場合は、速やかに指定された場所に返却します。	<input type="checkbox"/>
貸出期間終了後は、自ら電気柵を用意してヒグマ対策をすることを検討します。	<input type="checkbox"/>
電気柵の維持管理(草刈り、通電確認、ケーブルの張りの確認)を自ら行います。	<input type="checkbox"/>

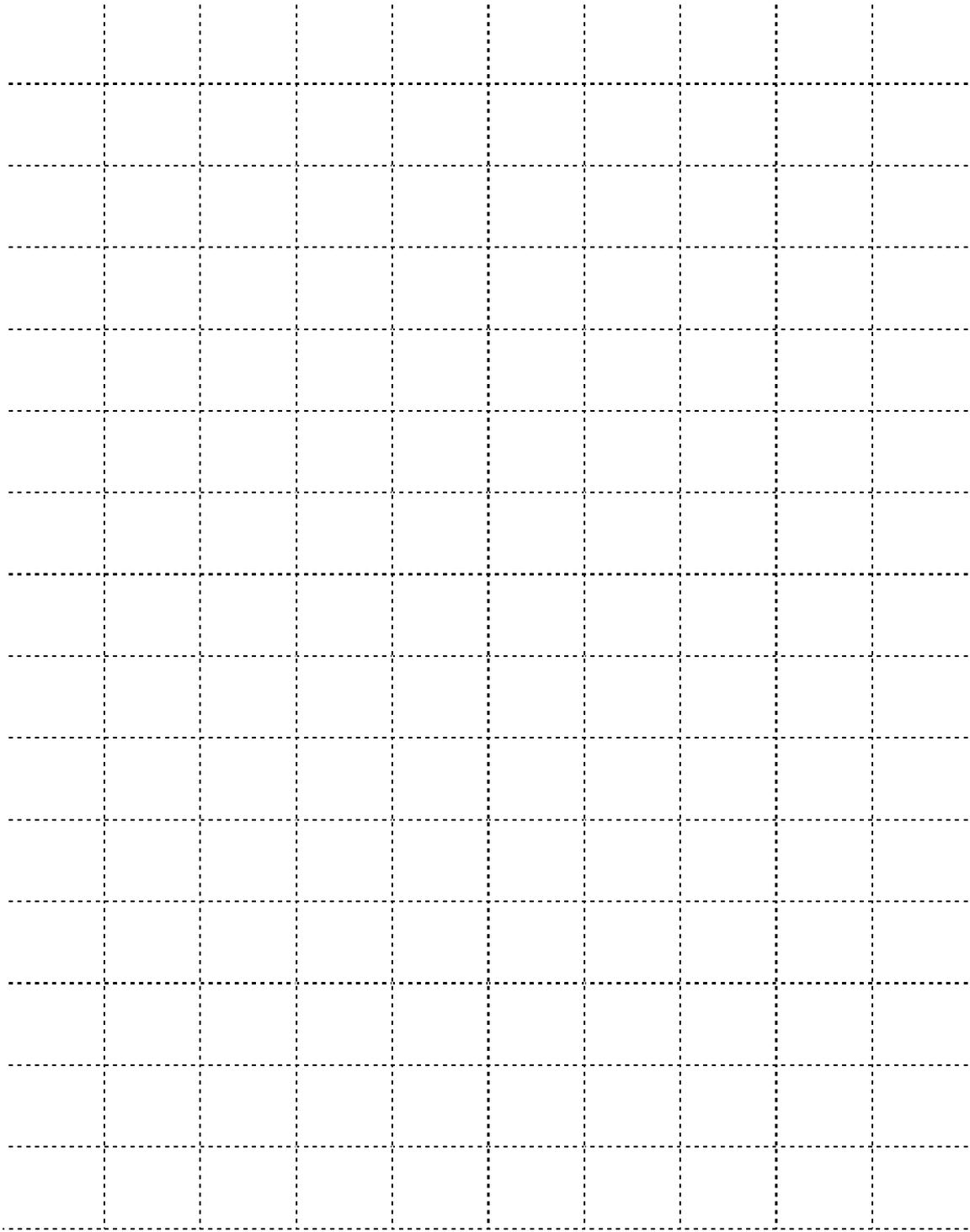
※貸出にはすべての項目に了解していただくことが必要です。

※ 裏面もご記入してください。

※ 市役所使用欄

課長	係長	係

設置場所平面図



- 備考 1 別紙として、地図のコピーを添付できます。
- 2 平面図(地図)中に、設置範囲を明示してください。
- 3 設置場所の平面の予定寸法をメートルで記入してください。

ヒグマ被害防止家庭用電気柵設置指導要領

第1 目的

この「ヒグマ被害防止家庭用電気柵設置指導要領」(以下「要領」という。)は、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課(以下「環境共生担当課」という。)が行う「家庭菜園用電気柵購入補助金交付事業」を活用し、家庭菜園用電気柵(以下「電気柵」という。)を購入した市民に対し、正しい設置方法や、適切な維持管理方法を指導することで、ヒグマの市街地侵入抑制策の効果を高めることを目的として、環境共生担当課が行う設置指導に関する必要な事項を定める。

第2 設置指導の対象

設置指導の対象は、環境共生担当課が行う「家庭菜園用電気柵購入補助金交付事業」を活用し、電気柵を購入した市民(同一世帯の住民を含む。以下「指導対象者」という。)に限る。

第3 家庭菜園用電気柵購入補助事業

家庭菜園用電気柵購入補助金交付要綱(別添)参照

第4 設置指導事業実施期間

- (1) 次号に定める事業開始日から事業終了日までの期間を事業実施期間とする。
- (2) 毎年度の6月1日を事業開始日、10月31日を事業終了日とする。ただし、6月1日又は10月31日が日曜日の場合には事業開始日又は事業終了日を翌日に、土曜日の場合には各々を翌々日に延期する。

第5 設置指導の手続き

- (1) 指導対象者は、設置指導を希望する日の概ね1週間前までに、電話等により、環境共生担当課が指定した事業者(以下「事業者」という。)と、設置指導を受ける日程の調整を行う。
- (2) 日程の調整後、事業者は、決定した日程を電話等により環境共生担当課に通知する。
- (3) 日程等が適当と認められる場合、環境共生担当課は、事業者に対し設置指導の指示を出す。
- (4) 指導対象者は、電気柵を設置する家庭菜園において、事業者より正しい設置方法や適切な維持管理方法の説明を受けるものとする。
- (5) 電気柵が適切に設置されたこと等を確認後、「家庭菜園用電気柵設置確認書」に必要な事項を記入のうえ、指導対象者に交付する。
- (6) 事業者は、電気柵設置から概ね3週間後に1回のみ、維持管理状況等の点検を行う。
- (7) 事業者は、点検の結果を電話等により指導対象者に通知し、措置が必要な場合は、その対応法を指示する。

第6 経費の負担

設置指導の経費は、環境共生担当課が負担することとする。

第7 その他の留意事項（安全配慮等）

指導対象者は、電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をするなど、機材を適正に使用し、事故が生じないよう安全に十分配慮すること。

家庭菜園用電気柵購入補助金交付要綱

〔 令和 2 年 4 月 2 日 〕
〔 環 境 局 長 決 裁 〕

(目的)

第1条 この要綱は、ヒグマの市街地への侵入を抑制するための効果的な手法の一つとして、家庭菜園用電気柵(以下「電気柵」という。)を購入する市民に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭菜園 営利を目的としないで、自宅や市民農園で野菜や果物などの栽培を行うことをいう。
- (2) 電気柵 外周の柵上に設置した電線に、電流を流すことにより、ヒグマ等の野生動物の侵入を防止する設備のことをいう。電気柵用電源装置、柵線、支柱、がいし(クリップを含む。以下「がいし等」という。)、アース棒、アース線、危険表示板から構成される。
- (3) 電気柵専用の物品 電気柵を構成する電気柵用電源装置、柵線、支柱、がいし等、アース棒、アース線及び危険表示板並びに電気柵の電圧を測定する回路計のことをいう。
- (4) 市長が認める地域 中央区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区において、過去にヒグマが出没した地域、又は今後出没するおそれがあると本市が判断する地域のことをいう。
- (5) 補助金交付申請者 第4条の要件を満たした上で、本市に補助金交付の申請をした者のことをいう。
- (6) 設置指導 ヒグマの侵入抑制に効果的な電気柵の設置方法及び維持管理方法を補助金交付申請者に習得させるために、本市(受託者を含む。)が実地で行う指導のことをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、電気柵専用の物品(セット販売品を含む)とし、メーカー、機種は問わないものとする。ただし、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第74条及び電気設備の技術基準の解釈(20130215 商局第4号)第192条に適合する方法で設置されたものに限る。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けられる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市長が認める地域で家庭菜園を行っていること
- (2) 過去3年間に、同一世帯で同補助金の交付対象となった人がいないこと
- (3) 電気柵の使用状況等について、アンケート調査に協力できること
- (4) 補助の決定を受けてから購入すること
- (5) 購入後、同一年度中に設置指導を受けること

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において、申請1件あたり、購入価格(税込)の2分の1(ただし、千円未満切捨て)とし、2万円を上限とする。

(補助の決定)

第6条 市長は、募集ごとに応募方法等を定めて申込者を公募し、第4条の要件を満たすことを確認した上で、補助を決定し当該申込者に通知書を送付する。

2 市長は、前項の審査の結果により補助することが不相当と認められた時は、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第7条 前条第1項の通知を受けた者は、電気柵専用の物品を購入し、設置指導を受けた後、前条第1項の通知書で示された期限までに、家庭菜園用電気柵補助金交付申請書(様式1)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 家庭菜園用電気柵設置確認書(様式2)
- (2) 購入したことを証明する書類(申請者名宛に販売店が発行し、販売日、品名、販売価格内訳を明記したもの)
- (3) 市内に住所を有することが確認できる書類
- (4) 補助金交付申請書に記入した銀行口座が確認できる書類

(補助金額の確定等)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、内容及び申請額等について審査し、適当と認められるときは交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

(購入後の調査)

第9条 市長は、電気柵の使用状況を確認するため、補助金の交付を受けた者に対

し、アンケート調査を実施することができる。

(補助金交付の取消し及び返還)

第 10 条 市長は、補助の決定を受けた者、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又、受けたことが明らかになったとき。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境管理担当部長が定める。

電気設備に関する技術基準を定める省令 抄（平成9年通商産業省令第52号）

第七十四条 電気さく（屋外において裸電線を固定して施設したさくであって、その裸電線に充電して使用するものをいう。）は、施設してはならない。ただし、田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設する場合であって、絶縁性がないことを考慮し、感電又は火災のおそれがないように施設するときは、この限りでない。

電気設備の技術基準の解釈 抄（20130215 商局第4号）

【電気さくの施設】（省令第67条、第74条）

第192条 電気さくは、次の各号に適合するものを除き施設しないこと。

- 一 田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設するものであること。
- 二 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
- 三 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。
 - イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置
 - ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの
 - （イ）電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置
 - （ロ）蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源
- 四 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。
 - イ 電流動作型のものであること。
 - ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。
- 五 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。
- 六 電気さく用電源装置のうち、衝撃電流を繰り返して発生するものは、その装置及びこれに接続する電路において発生する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれがある場所には、施設しないこと。

家庭菜園用電気柵購入補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者	自宅住所	〒		
	氏名	フリガナ		印
	電話番号	自宅	携帯	
	設置予定住所 (自宅住所と別の場合のみご記入ください)	〒		

下記のとおり、補助決定通知に基づき、電気柵を購入し、設置いたしましたので、証明書類を添付して補助金の交付を申請します。

記

捨
印

1. 電気柵の概要

購入した物品に ○を付けてください。	電気柵セット	電気柵セット以外の物品 (各種単品を購入した場合)			
		電源ユニット	バッテリー	ポール・支柱	ワイヤー
	その他 (ご記入ください)				
防除作物 (複数可)					
購入金額	円	補助 申請金額	円		

2. 補助金の振込先

振込先金融機関		預金種目	口座番号
(金融機関名称)	(本・支店名)		

(札幌市使用欄)

番号		決定日	/	期限	/
補助金確定額		円			

家庭菜園用電気柵設置確認書

申請者	自宅住所	〒
	氏名	フリガナ
	電話番号	自宅 携帯
	設置住所 (自宅住所と別の場合のみ ご記入ください)	〒

【以下は札幌市又は事業者が記入いたします】

設置年月日	令和 年 月 日
チェック欄	電気柵の適切な設置の確認及び維持管理方法の指導を行った。
	概ね3週間後に、電気柵の維持管理状況の確認を行うことのでした。
確認者サイン	札幌市・事業者